

沖縄県警察からのお知らせ

外国人を雇用する事業主・団体の皆様へ

不法就労防止にご協力下さい!



不法就労は、法律で禁止されており、不法就労した外国人だけでなく、不法就労をさせた事業主も処罰の対象となります。

外国人を雇用する際には、在留カードをよく確認して、就労することができるかどうか確認しましょう。

不法就労とは？

不法就労となるのは、次の3つです。



1	不法滞在者や被退去強制者が働く	・密入国した人や在留期限の切れた人が働く ・退去強制が決まっている人が働く 等
2	就労許可を受けていないのに働く	・観光等の短期滞在目的で入国した人が働く ・留学生等が許可を受けずに働く 等
3	在留資格で認められた範囲を超えて働く	・調理師として働くことを認められた人が、工場の作業員として働く ・留学生が許可された時間数を超えて働く等

雇用主が処罰されるケース

- 不法就労させたり、不法就労をあっせんする「不法就労助長罪」
→ 3年以下の懲役・300万円以下の罰金
※外国人事業主が違反した場合は、退去強制の対象
- 雇用時に、在留カード等により就労できる外国人かどうか確認義務を怠る
→ 3年以下の懲役・300万円以下の罰金
- 外国人の雇用や離職をハローワークへ届出しなかったり、虚偽の届出をする
→ 30万円以下の罰金



「知らなかった」
では済まされません



不法就労に関する相談、情報提供は
最寄りの警察署または警察安全相談ダイヤル（#9110）へ